

奈良県とソフトバンク株式会社との
観光振興等に関する連携協定書

奈良県（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、奈良県内の観光振興等のため、次のとおり、連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携及び協力により、観光分野におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、地域の観光振興、観光客の利便性向上等を図り、豊かで活力ある奈良県をめざすことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、連携及び協力する。

- （1）観光データの利活用に関すること
- （2）インバウンドの誘客に関すること
- （3）観光客の移動円滑化に関すること
- （4）その他、地域の活性化及び県民サービス向上など行政課題の解決に関すること

2 乙は、連携事項の一部を、甲と協議のうえ、乙のグループ会社を実施させることができる。

3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施内容や方法については、甲乙合意の上決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、既に公知となっている情報を除き、事前に相手方の承諾を得ないで第三者に開示・提供してはならず、また漏洩等を行ってはならない。

（確認事項）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携及び協力することを妨げるものではない。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求められないものとする。

（協定の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有する。

令和6年10月8日

甲 奈良県奈良市登大路町30

奈良県 知事

山下 真

乙 東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社

専務執行役員

榎本 勇人